

資料 6

頼れる身寄りがいない高齢者等への対応について

～社会保障審議会福祉部会報告書（R7.12.18）より

現状と課題

- ・これまで家族・親族等が担ってきたと考えられる日常生活支援、入院・入所の手続等支援、死後事務の支援等について、様々な事情から家族・親族等からの支援を受けられず、必要なサービスの利用等が困難な場面が生じており、こうした課題への対応が必要である。
- ・高齢者等終身サポート事業は、こうしたニーズへの対応策の一つであるが、一定程度の費用が必要となることもあり、資力が十分でない方の利用が困難である。
- ・また、日常生活自立支援事業については、現在、社会福祉協議会で実施されているが、待機者が生じていることや事業を支えるスタッフの充足状況等に課題がある。

対応の方向性

- ・頼れる身寄りがいない高齢者等へ対応するため、福祉サービス利用援助事業を拡充・発展させて、日常生活支援、円滑な入院・入所の手続支援、死後事務支援などを提供する「新たな第二種社会福祉事業」を社会福祉法に位置づけ、社会福祉法人等の多様な実施主体が事業を実施できるようにする。
- ・地域の高齢者等のニーズに的確に応えていくため、市町村の地域福祉の責務として、身寄りなし高齢者等の支援体制の整備や支援にかかる事項を明確化する（社会福祉法に基づく大臣指針・地域福祉計画ガイドラインに明記する）。

「新たな事業」の内容

- ・新たな事業の対象者は、判断能力が不十分な人、頼れる身寄りがいない高齢者等とし、また身寄りがあっても家族関係は様々であることから、一律にこれを対象外とするのは適切でない。
- ・新たな事業は、利用者の資力に関わらず使える仕組みをめざし、少なくとも「一定割合は無料・低額で利用可能」とすること。
- ・新たな事業の実施主体が実施すべき事業内容は、「日常生活支援」、「入院・入所等の手続支援」、「死後事務の支援」を基本としつつ、実施主体において必要と考える支援の実施を妨げない。

→本年の通常国会で上記内容も含めた社会福祉法の改正が検討される予定。

権利擁護にかかる支援制度について

認知症や知的・精神障がい等で判断能力が不十分または判断能力に不安があり、不利益を被る可能性がある人を守る制度

○ 成年後見制度(法定後見)

- 法的に権限を与えられた「後見人」等が、本人に関する福祉サービスの利用契約や財産管理などを行い、生活を支援する制度
- 本人・親族などが家庭裁判所に申立てを行い家庭裁判所が調査等の上、審判し、後見人等を選任

○ あんしんさぽーと事業(日常生活自立支援事業)

- 各区社会福祉協議会が実施しており、本人との契約に基づいて、福祉サービスの利用補助や金銭管理をお手伝いする事業
- 大阪市が事業に対し、補助金を交付

